

放課後等デイサービス事業所 運営に係る注意点等について

平成29年9月11日
岐阜県健康福祉部障害福祉課

目 次

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 放課後等デイサービスについて | p 3 |
| 2 | 実地指導・監査について | p10 |
| 3 | 遵守すべき基準について | p15 |
| 4 | 変更届等について | p51 |
| 5 | 報酬について | p58 |

(※ページは、スライド番号に対応)

1. 放課後等ディイサービスについて

放課後等デイサービスとは(1)

概要

就学している障害児について、授業の終了後又は学校の休業日、長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

対象

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

学校教育法に規定される学校

小学校 中学校 義務教育学校
高等学校 中等教育学校
特別支援学校 高等専門学校

~~幼稚園~~ ~~大学~~

障害児

- ・身体に障害のある児童
- ・知的障害のある児童
- ・精神に障害のある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む)
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

放課後等デイサービスとは(2)

基本的役割

- ①子どもの最善の利益の保障
- ②共生社会の実現に向けた後方支援
- ③保護者支援

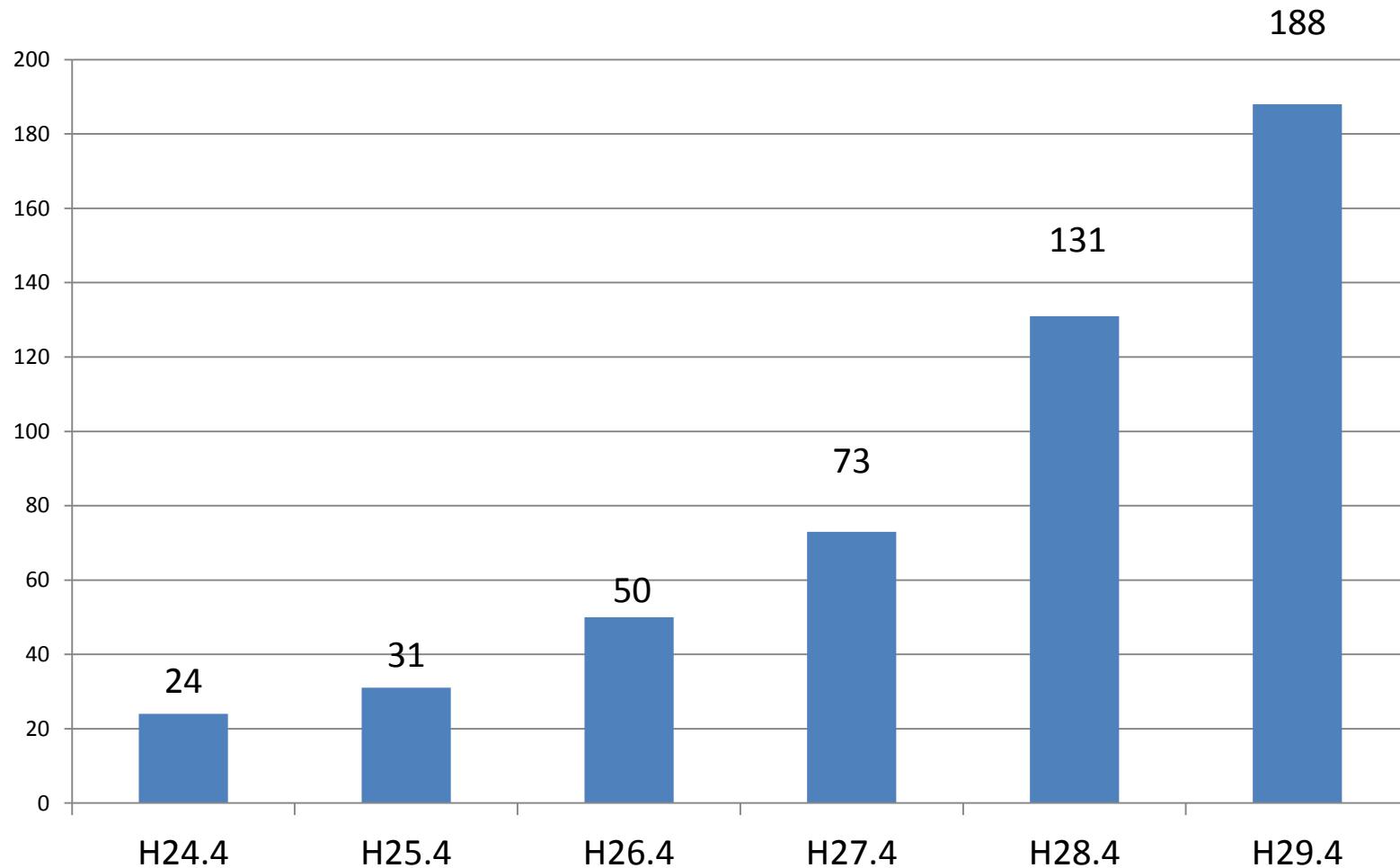
基本的姿勢

放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、一人ひとりの状態に即した個別支援計画に沿って発達支援を行う。

基本活動

- ①自立支援と日常生活の充実のための活動
子どもが意欲的に関われる活動を通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。
- ②創作活動
表現する喜びを体験できるようにし、豊かな感性を培う。
- ③地域交流の機会の提供
子どもの社会経験の幅を広げるため、積極的に地域との交流を図る。
- ④余暇の提供
子どもが望む活動を自己選択して取り組む経験を積んでいく。

県内の放課後等デイサービス事業所の状況



放課後等デイサービスの質の向上について

放課後等デイサービスについて、単なる居場所となっている事例、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例等があるとの指摘がある。

■ 支援の質の向上について

① 提供する支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、支援の質の向上に努めなければならない。	児童福祉法21条の5の17第2項
② 正当な理由がなく、支援の提供を拒んではならない。	条例15条、72条
③ 提供する支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	条例27条第3項、72条

※ 条例：岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(平成24年岐阜県条例第82号)

- 障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について
(平成28年3月7日障障発0307第1号厚生労働省通知)
- 放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)

■放課後等デイサービスガイドラインとは

厚生労働省が、設置者・管理者・児童発達支援管理責任者・従業員向けに、支援の質の向上のために留意しなければならない基本的事項を示した指針(平成27年4月)

- 各事業所は、ガイドラインの内容を遵守し、各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて不斷に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めること。
- 放課後等デイサービスの質の向上のため、各事業所は、そのサービス内容に関する自己評価、保護者評価及び改善の内容について、概ね1年に1回以上、これらの事項につき、インターネット等による公表を行うこと。

★自己評価等の公表の義務づけ(H29改正点)

- ①ガイドライン別添の「自己評価表」を活用した適切な自己評価及び保護者評価の実施
- ②改善目標に沿った支援内容の改善
- ③評価及び改善の内容をインターネット等で公表

- 放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)
- 放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について(平成29年4月3日障発0403第1号)
- 条例第71条の2関係(情報の提供等)

適切な事業所運営について

①適切な支援の提供と支援の質の向上

- ・設置者・管理者、児童発達支援管理責任者、従業者の積極的な関与のもと、事業所の運営方針や放課後等デイサービス計画、日々の活動内容について、一連のプロセス(PDCAサイクル Plan、Do、Check、Act)を繰り返し、支援の質の向上を図ること。
- ・支援に関わる人材の知識・技術を高めることや知識・技術の習得意欲を喚起すること。
- ・保護者や学校など関係者と密に連携し、情報を共有することにより、事業所に期待される役割を適切に認識すること。

②説明責任の履行と、透明性の高い事業運営

- ・提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、子どもや保護者に丁寧な説明を心がけ、気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図ること。
- ・事業所が地域社会からの信頼を得ることが重要であり、事業に関する情報発信を積極的に行う等、地域に開かれた事業運営を心がけること。

③様々なリスクへの備えと法令遵守

- ・子どもの健康状態の急変、非常災害、犯罪、感染症の蔓延等に対する、訓練や対応マニュアルの策定、関係機関・団体との連携等により、日頃から十分に備えること。
- ・子どもの権利擁護や継続的に支援していく観点から、子どもの虐待の未然防止や個人情報保護を徹底する等、関係法令を確実に遵守すること。

2. 実地指導・監査について

指導及び監査の実施方法

(1)集団指導

指定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

(2)実地指導

事業所・施設において、関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

(3)監査

指定基準違反や不正請求等が疑われるときなど、確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に実施します。

※事前通告なく(当日に通知)、立入検査を実施するなど、実効性のある方法で行います。

※違反が認められた場合は、「勧告」、「命令」、「指定取消」、「効力の停止」などの行政上の措置を行います。

※また、不正不当に受領した額の返還(100分の40の加算の場合あり)や、行政上の措置の公表等を行うことがあります。

指定取消・効力停止の主な事例(1)

■他都道府県における事例

(1)障害児の人格尊重違反(2号)

- ・従業員による虐待等。

(2)人員基準違反(3号)

- ・児童発達支援管理責任者の未配置。

(3)運営基準違反(4号)

- ・放課後等デイサービス計画の未作成(保護者及び障害児の同意なし)。

(4)不正請求(5号)

- ・児童発達支援管理責任者が不在であるにも関わらず、人員欠如減算を行わない。
- ・児童発達支援管理責任者が不在であるにも関わらず、児童発達支援管理責任者専任加算を算定。
- ・サービスを提供していない日について、虚偽のサービス提供記録を作成して報酬を不正に請求。
- ・代表者が同一である別法人の事業所を利用していた児童の報酬を不正に請求。

指定取消・効力停止の主な事例(2)

(5)虚偽報告(6号)

- ・監査における虚偽書類の提出(虚偽答弁)。

(6)不正の手段による指定申請(8号)

- ・虚偽の人員配置による指定申請書類の提出。

平成28年度実地指導・監査における指摘事項

■岐阜県内の放課後等デイサービス事業所における指摘事項

基本方針・一般原則	3
人員に関する基準	
1 従業者の員数	4
2 児童発達支援管理責任者	1
運営に関する基準	
3 内容及び手続の説明及び同意	15
4 契約支給量（契約内容）の報告等	5
5 受給資格の確認	1
6 心身の状況等の把握	1
7 サービスの提供の記録	4
8 利用定員	1
9 指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	2
10 利用者負担額等の受領	1
11 利用者負担額等の管理	1
12 給付費等の額に係る通知等	6
13 計画の作成（書類の交付）	28

運営に関する基準	
14 管理者の責務（管理者による管理等）	2
15 運営規程	21
16 勤務体制の確保等	7
17 定員の遵守	3
18 非常災害対策	8
19 掲示	2
20 秘密保持等	4
21 苦情解決	2
22 事故発生時の対応	2
23 身体拘束等の禁止	2
24 記録の整備	3
給付費の算定及び取扱い	
25 基本事項	3
26 給付費	4
27 各種加算	23

3. 遵守すべき基準について

遵守すべき主な基準

児童福祉法、岐阜県が定める条例、厚生労働省が定める省令・告示・通知等を遵守することが必要です。

■遵守すべき主な基準等

基準	県条例、厚生労働省令・告示・通知等
指定基準	岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発0330第12号)
報酬算定基準	【報酬告示】 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)
	【留意事項通知】 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年厚生労働省通知障発0330第16号)

★人員基準(1)【H29改正点】

<p>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</p>	<p>○合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ① 障害児の数が10人まで…2人以上 ② 10人を超えるもの…2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○1人以上は常勤 <u>○人員基準上配置すべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士</u> 【例】定員10名→人員基準上最低必要となる職員2名のうち、いずれか1名は児童指導員又は保育士 ※1 障害福祉サービス経験者2名では基準違反 ※2 これら2名に加えて職員を配置する場合は、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなくてよい。</p>
-------------------------------	---

【 資格条件 】

児童指導員	【例】社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者、大学で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科を卒業した者、小学校・中学校等の教諭となる資格のある者、高校卒業以上で2年以上児童福祉事業に従事した者…など
保育士	保育士(保育士登録を行っている者)
障害福祉サービス経験者	高校卒業以上で、2年以上「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスに従事したもの 【例】高卒後、生活介護事業所で2年以上職業指導員として従事

★人員基準(2)【H29改正点】

児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は、常勤かつ専任) (※ 児童発達支援管理責任者要件の改正点は、後掲)
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可)

※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準は別に定められており、次の①～⑤につき、その提供を行う時間帯を通じて、各々1人以上の配置が必要。

- ①嘱託医 ②看護師 ③児童指導員又は保育士 ④機能訓練担当職員
- ⑤児童発達支援管理責任者

【check】平成30年4月1日時点において、全ての事業所は、新基準の人員配置に変更していることが必要

- 現在の「指導員」が、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者であったとしても、これらの職種において人員を配置したことについて届出が提出されないと、事業所としては、新基準に該当する配置に変更されたか否か確認できない。
- 人員配置の変更に関する届出には、各職種に該当することを証する書類(資格証の写し(要:原本証明)、実務経験証明書)を添付すること。

人員基準(3)

■常勤

各事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。
(週32時間を下回る場合は、週32時間を基本とする。)

【Point】週32時間を下回る場合は、常勤とみなされない。(非常勤となる。)

ただし、「育児・介護休業法」に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、例外的な取扱いがある。(常勤の従業者の勤務時間を週30時間とする。)

■専従

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないこと。

【Point】サービス単位ごとの提供時間に他の職務に従事できない。

■常勤換算

従業者の勤務延べ時間数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除すること。

例えば、常勤従業者の勤務時間が週40時間とした場合に

週20時間の従業者は「0.5」、週30時間の従業者は「0.7」となる。

★人員基準(4)【H29改正点】

★児童発達支援管理責任者の資格要件の改正(H29改正点)

- 現行の実務要件に、保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験が「3年以上」あることを必須化
- 実務に従事した期間に「児童福祉施設」(例:保育所、幼保連携型認定こども園等)、「児童の福祉に係る事業」(例:放課後児童健全育成事業、病児保育事業等)に従事した期間を新たに算入

相談支援・直接支援
実務経験 5年～10年

〔うち、3年以上の障害児・児童・障害者の支援経験があること。〕



相談支援従事者初任者研修

児童発達支援管理責任者研修

【Check】

- 改正前の基準による実務経験(3年以上の障害児・児童・障害者支援の経験が無い者)のみの児童発達支援管理責任者は、平成29年度中は、その事業所の児童発達支援管理責任者として業務に従事可能
- 平成30年度からは、全ての事業所において、新基準の実務経験を有する児童発達支援管理責任者のみが、その業務に従事することができる。

※ 児童発達支援管理責任者の配置を要する事業所が対象。放課後等デイサービスに限らない。

児童発達支援管理責任者の不在

児童発達支援管理責任者の不在

【例】退職して不在となった場合、平成29年度中に新基準の実務経験を満たす児童発達支援管理責任者は配置できなかった場合等

●新規の利用は？

→ 個別支援計画等の作成ができないため、**新規の利用者の受入れは控える。**

●個別支援計画の見直しは？

→ 個別支援計画の作成は、児童発達支援管理責任者が行うため、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間、**個別支援計画未作成減算**となる。（基本単位数の95%を算定）

●基本報酬は？

→ 人員基準を満たしていない月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間、**人員欠如減算**となる。（基本単位数の70%を算定）

※ **児童発達支援管理責任者専任加算は、不在となったときから算定できない。**

●事業所の開設は？

→長期間にわたる場合は、**休止**も検討する。

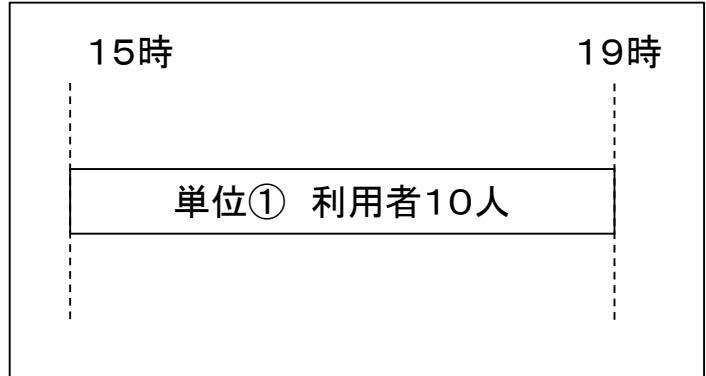
児発管が不在となった場合、速やかに障害福祉課に連絡するとともに、必要な届出を行うこと！

支援の単位ごとの考え方(1)

障害児通所支援の単位ごとの人員配置の考え方

障害児通所支援の人員配置については、サービス提供単位等に応じて必要数が違ってくるため留意すること。

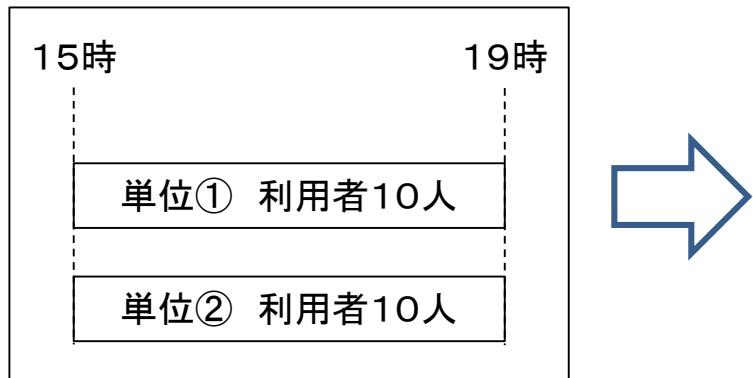
【例1】 同一日の同一時間帯に1つの単位を設定 → 定員:10名



【単位①】

- ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のいずれか2人以上(うち、1人は常勤)
- ・2人のうち、どちらか1人は児童指導員又は保育士

【例2】 同一日の同一時間帯に2つの単位を設定 → 定員:20名



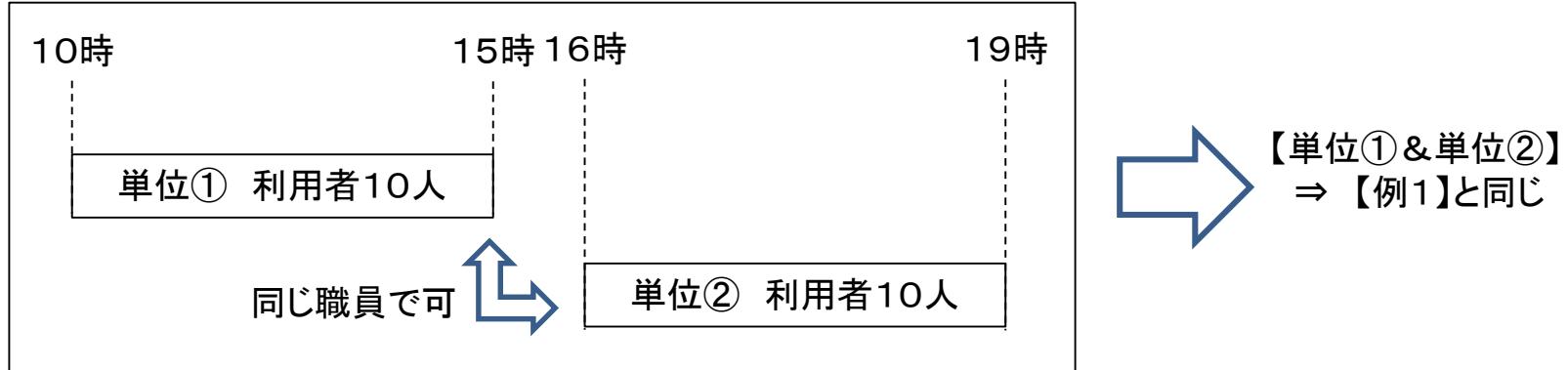
【単位①、②】

- ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 = 各単位で2人以上(各単位で1人以上は常勤)
- ・各単位の2人のうち、どちらか1人は児童指導員又は保育士

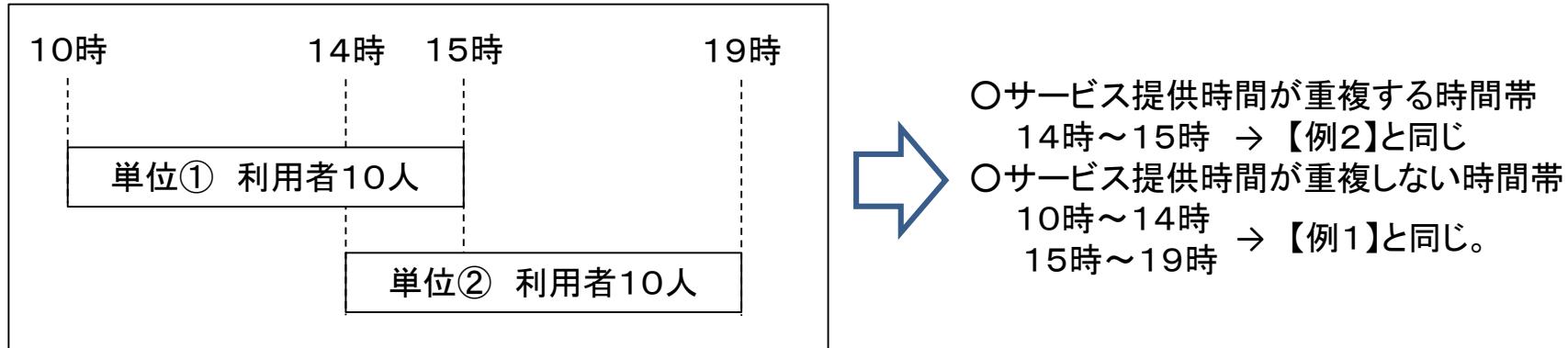
↓
合計4人以上(常勤は、2人以上)

支援の単位ごとの考え方(2)

【例3】 同一日に時間帯を分けて2つの単位を設定 定員:20名



【例4】 同一日に一部の時間帯が重複している2つの単位を設定 定員:20名



【Point】サービス提供単位ごとに常勤職員を配置する必要がある。

設備基準

指導訓練室	<ul style="list-style-type: none">・訓練に必要な機械器具等を備えること・支援に支障ない広さを有すること (障害児1人あたり2.47㎡以上が望ましい)
便所	<ul style="list-style-type: none">・利用者の特性に応じたものであること
洗面所	<ul style="list-style-type: none">・手指を洗浄する設備等を備えること・障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じること
相談室(望ましい)	<ul style="list-style-type: none">・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること・室内における談話の漏洩を防ぐための間仕切り等を設けることが望ましい
静養室(望ましい)	

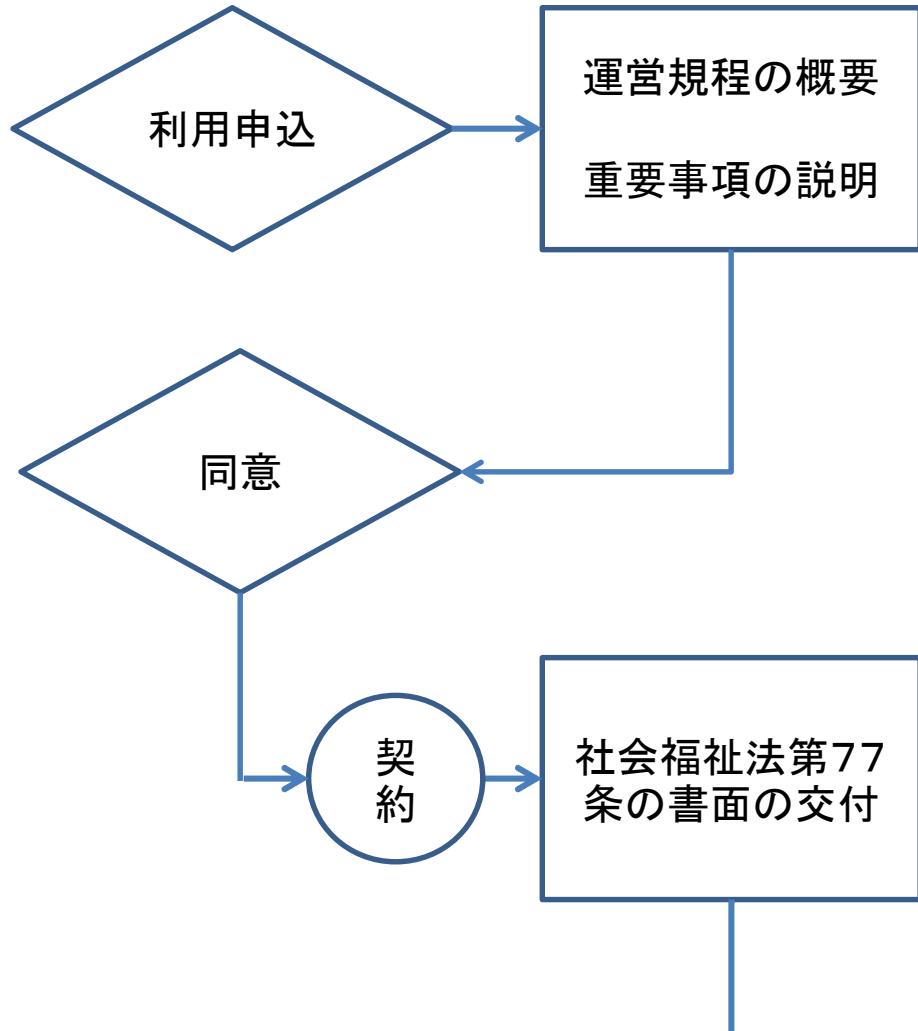
※**所轄消防署に相談**のうえ、必要な消防設備等設置すること。

※**建築基準法上の必要な手続**(用途変更等)も確認すること。

利用の流れ(1)

通所給付
決定保護者

事業者



<内容及び手続の説明>

- ・障害の特性に応じた適切な配慮(ルビ版、拡大文字版、点字版、テープ版など)を行うこと
- ・運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要な事項の説明
- ・利用申込者が施設を選択するためにわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付すること
- ・双方の保護の立場から書面によって確認すること
- ・利用申込者の同意を得ること

<記載事項>

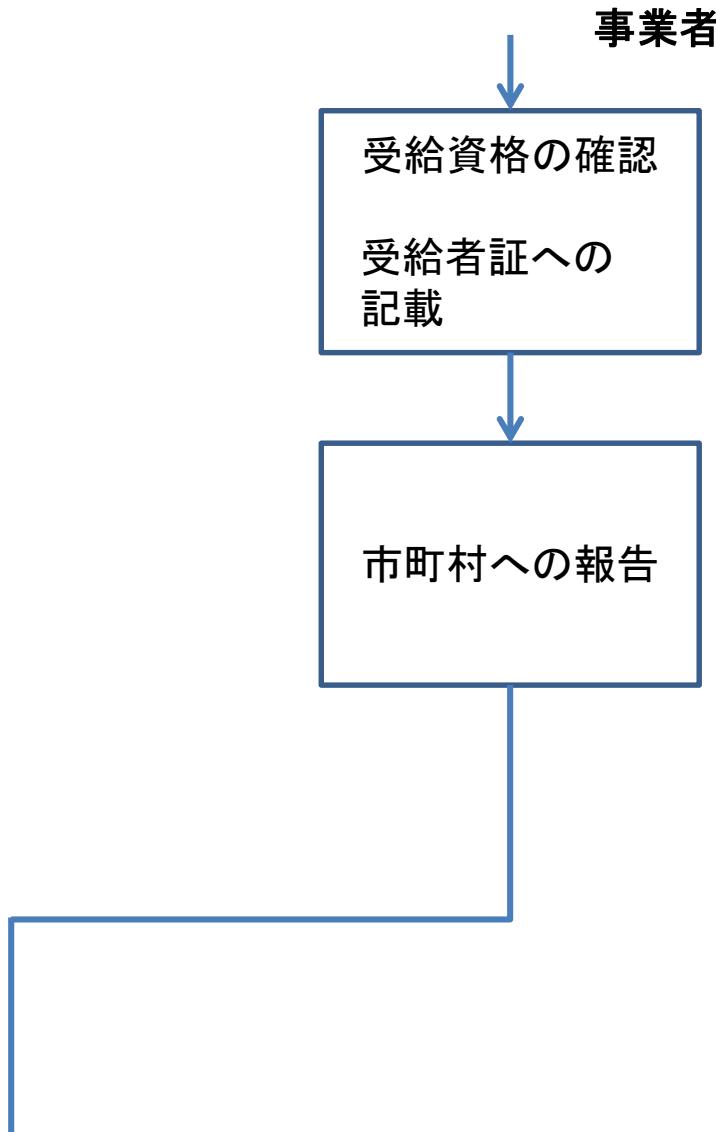
- ①経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ②提供するサービス内容
- ③利用者が支払うべき額に関する事項
- ④サービス提供開始年月日
- ⑤苦情受付窓口

●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発0330 25
第12号)

利用の流れ(2)

通所給付
決定保護者



<受給者証記載事項>

- ①事業者の名称
- ②事業所の名称
- ③サービス内容
- ④契約支給量
- ⑤契約日、契約終了年月日等

※契約支給量の総量は通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない

<市町村への報告事項>

- ・通所受給者証記載事項
- ・その他必要な事項

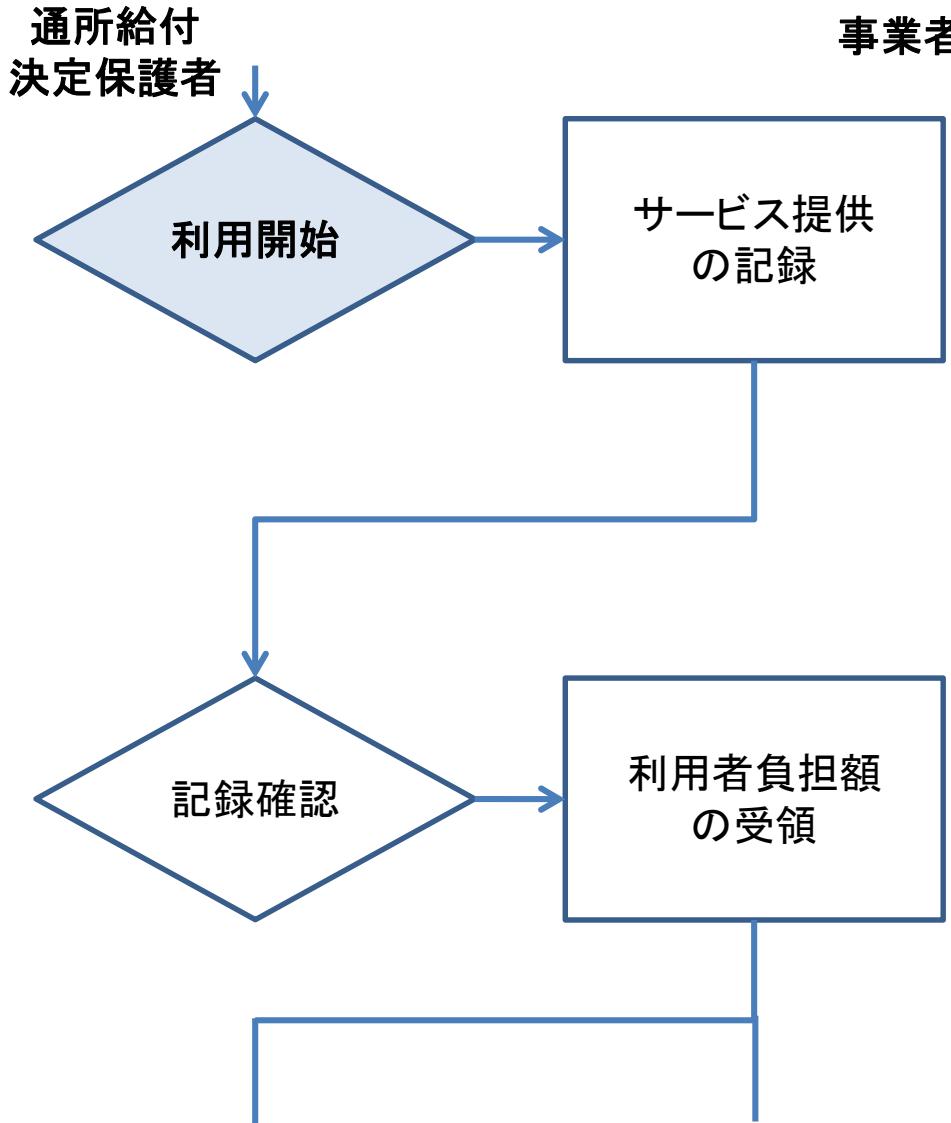
(六)

番号	障害児通所支援事業者記入欄		
	事業者及びその事業所の名称		
1	支 援 の 内 容		事業者確認印
	契 約 支 給 量		
	契 約 日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量による 文 搬 搭 附 金 下 日	平成 年 月 日	事業者確認印
	文 搬 搭 附 金 下 月 中 の 既 搬 搭 附 金 下 日 ま で の 既 搬 搭 附 量		

●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発0330 26
第12号)

利用の流れ(3)



<サービス提供の記録>

- ・サービスを提供した際は、提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならない。
- ・提供記録について、指定放課後等デイサービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から通所給付決定保護者から確認を得なければならない。

<利用者負担額の受領>

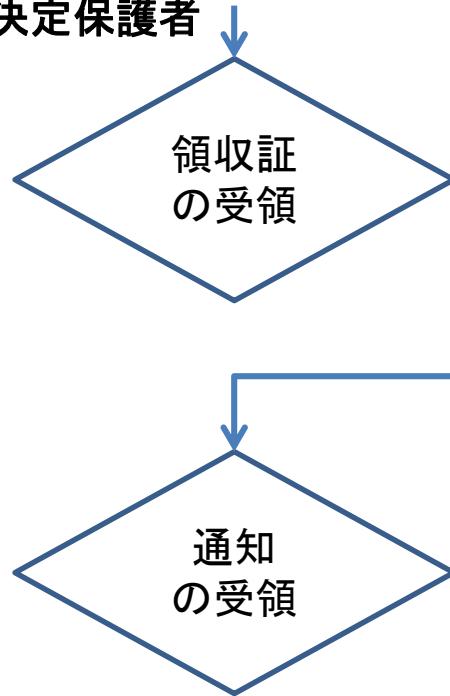
- ・サービスを提供した際は利用者負担額の支払いを受けなければならぬ。
- ・その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて通所給付決定保護者に負担させることが適當と認められるものの額の支払を受けることができる。
- ・これらの支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。
- ・あらかじめサービス内容及び費用について、説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

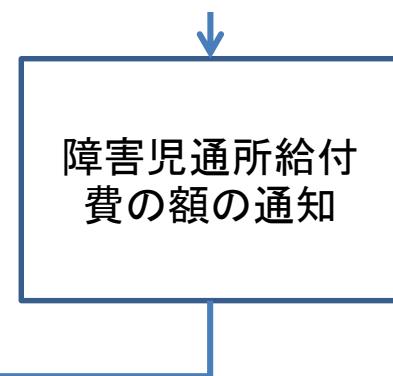
●児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発033027
第12号)

利用の流れ(4)

通所給付
決定保護者



事業者



<障害児通所給付費の額の通知>

- 法定代理受領により障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の額を通知しなければならない。
(通所給付決定保護者に対し、書面にて交付する)

【法定代理受領を行わない場合】

- サービスを提供した際は利用者負担額の支払いを受けなければならない。
- 利用者負担額のほか、指定通所支援費用基準額の支払を受ける。
- 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を受けるものとする。
- 支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。
- あらかじめサービス内容及び費用について、説明を行い通所給付決定保護者の同意を得なければならない。
- 指定放課後等デイサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他通所給付決定保護者が市町村に対し障害児通所給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、通所給付決定保護者に交付しなければならない。

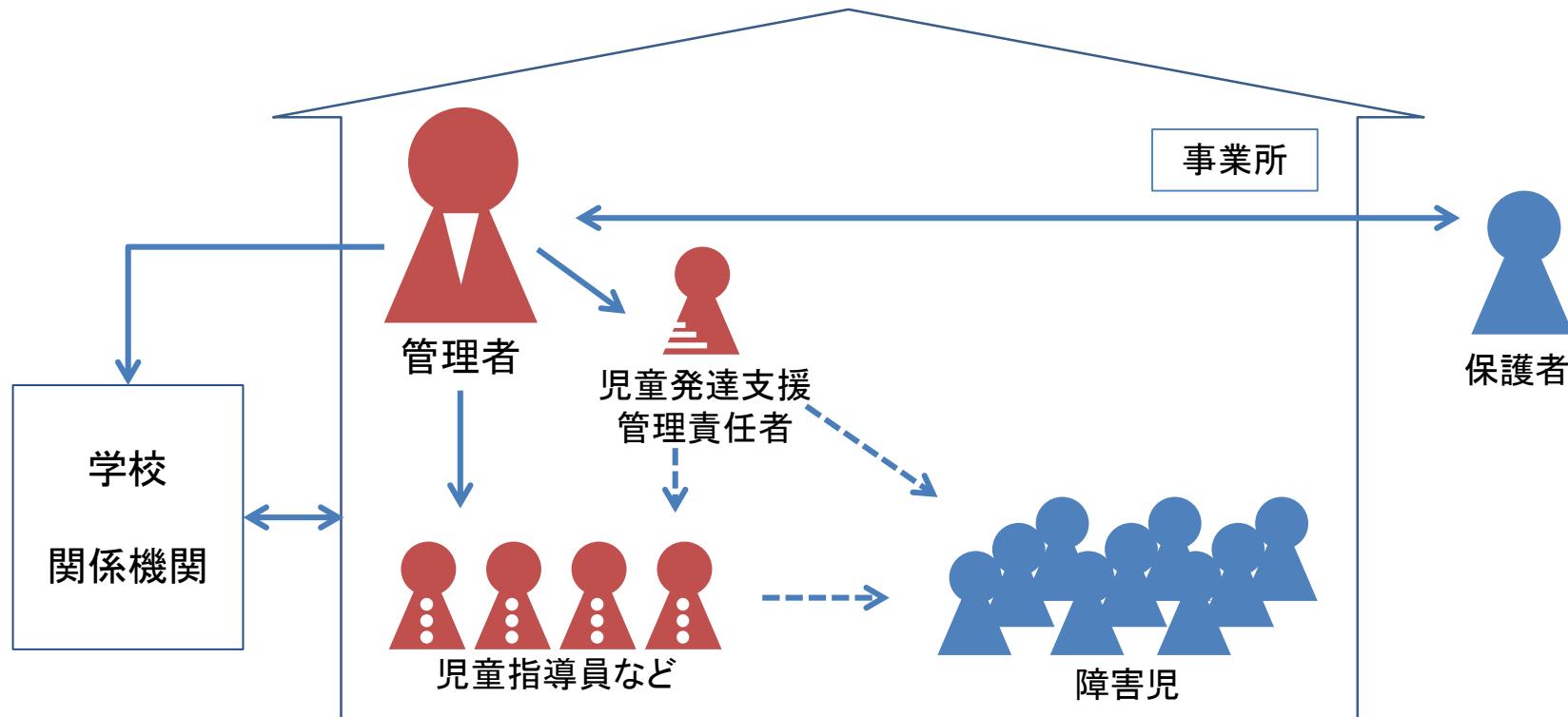
●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発0330 28
第12号)

管理者の役割

管理者に求められるもの

- ・放課後等デイサービスの運営状況の全体を把握し、事業を円滑に進めること。
- ・児童発達支援管理責任者及び従業者の意識形成や効率的な配置
- ・学校や地域の関係機関、団体との連携
- ・事業所が提供する放課後等デイサービスの質の評価及び改善を図ること。



- 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)
- 放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)

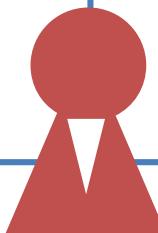
管理者の主な業務内容

適切な支援の提供と質の向上

- ・適切な職員配置、設備等の整備
- ・適切な利用定員の設定
- ・提供するサービスの質の評価と改善
- ・コミュニケーションの活性化等
- ・障害児(保護者)の意向等の把握
- ・従業者等の知識・技術の向上
- ・関係機関・団体や家族との連携

緊急時の対応と法令遵守

- ・緊急時、事故発生時の対応
- ・非常災害対策、防犯対策
- ・虐待防止の取組
- ・身体拘束への対応
- ・衛生管理、健康管理
- ・安全確保
- ・秘密保持



管理者

- ・保護者や市町村への契約支給量の報告等
- ・提供の拒否の禁止
- ・サービス提供困難時の対応
- ・利用者負担額の受領及び管理
- ・通所給付費の額に係る通知等
- ・記録の整備、保管

事業所運営等

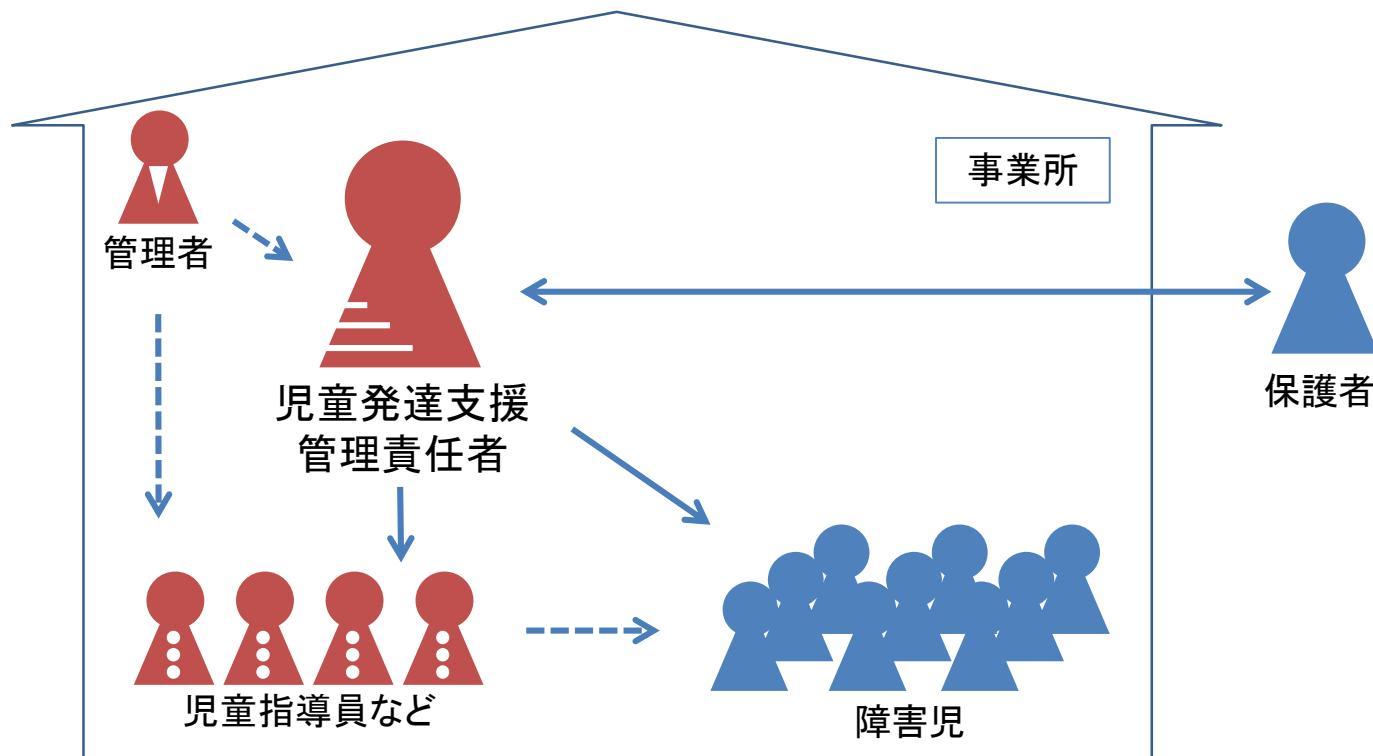
- ・運営規程の周知
- ・支援利用申込時の説明
- ・障害児(保護者)の相談及び援助
- ・苦情解決
- ・情報の提供等
- ・地域との連携等

障害児(保護者)に対する説明責任

児童発達支援管理責任者の役割

児童発達支援管理責任者に求められるもの

- ・利用する障害児と保護者のニーズの適切な把握及び放課後等デイサービス計画の作成
- ・全ての従業者が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行えるよう調整
- ・提供される支援のプロセスの管理及び客観的な評価



- 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)
- 放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)

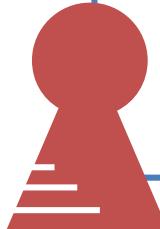
児童発達支援管理責任者の主な業務内容

適切な支援の提供と質の向上

- ・障害児(保護者)のアセスメント
- ・障害児(保護者)との面接
- ・個別支援計画の作成
- ・個別支援計画作成に係る会議運営
- ・障害児(保護者)に対する個別支援計画の説明と交付
- ・個別支援計画の実施状況把握(モニタリング)
- ・定期的なモニタリング結果の記録
- ・個別支援計画の変更・修正
- ・業務改善サイクルへの積極的関与
- ・従業者への技術的な指導と助言
- ・自らの知識・技術の向上
- ・支援内容に関する関連する機関との連携

緊急時の対応と法令遵守

- ・緊急時、事故発生時の対応
- ・非常災害対策、防犯対策
- ・虐待防止の取組
- ・身体拘束への対応
- ・衛生管理、健康管理
- ・安全確保
- ・秘密保持



児童発達支援
管理責任者

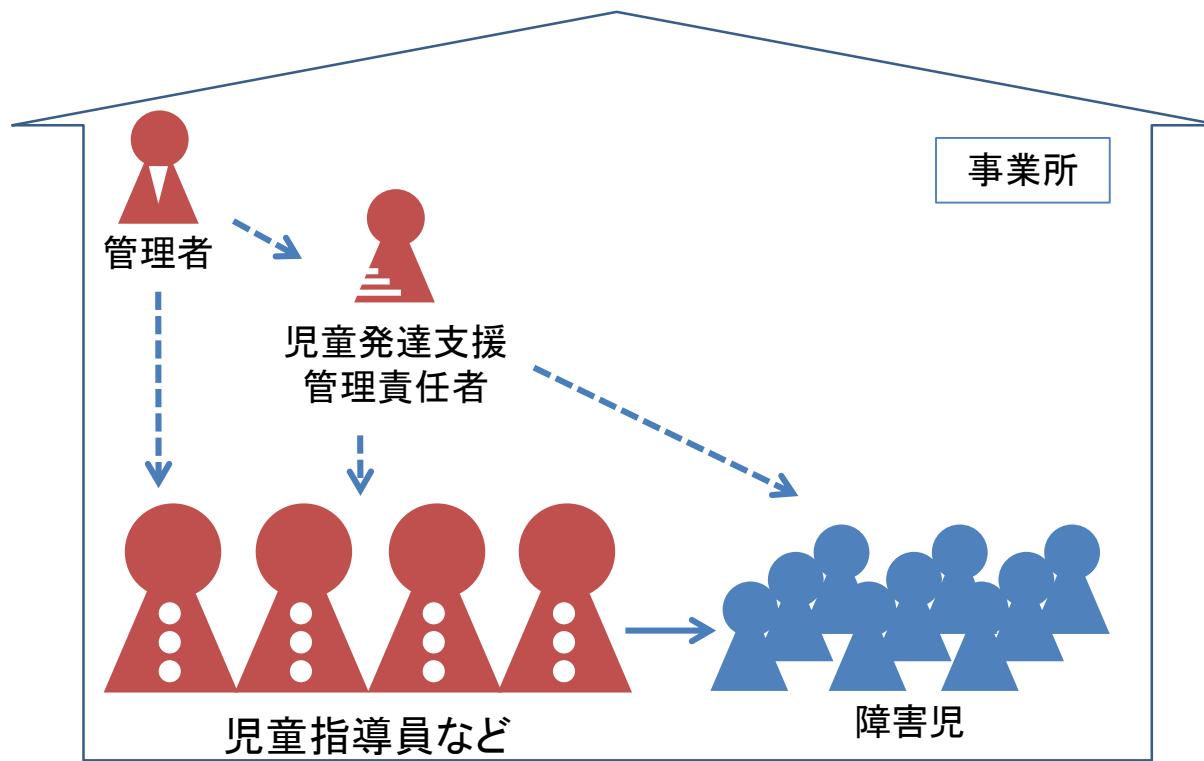
- ・運営規程、個別支援計画の説明
- ・支援利用申込時・変更時の説明
- ・障害児(保護者)の相談及び援助
- ・苦情解決
- ・情報の提供等
- ・地域との連携等

障害児(保護者)に対する説明責任

従業者の役割

従業者に求められるもの

- ・放課後等デイサービス計画に基づき、子どもの心身の状況に応じ、適切な技術を持って支援を行う。



- 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)
- 放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)

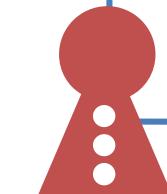
従業者の主な業務内容

適切な支援の提供と質の向上

- ・個別支援計画の理解
- ・従業者間での意思の疎通
- ・従業者間での支援内容の共有
- ・支援提供に際しての工夫
- ・支援提供記録の作成
- ・研修受講等による知識・技術の向上
- ・業務改善サイクルへの積極的関与
- ・支援内容に関連する関係機関との連携

緊急時の対応と法令遵守

- ・緊急時、事故発生時の対応
- ・非常災害対策、防犯対策
- ・虐待防止の取組
- ・身体拘束への対応
- ・衛生管理、健康管理
- ・安全確保
- ・秘密保持



児童指導員
など

- ・障害児(保護者)の相談及び援助
- ・苦情解決

障害児(保護者)に対する説明責任

- 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)
- 放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)

勤務体制の確保・掲示

■勤務体制の確保等(条例第72条において準用する第39条)(抜粋)

指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。



- ・勤務予定表が事業所ごとに作成されている。
- ・月ごとの勤務表に、勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係が記載されている。
- ・研修が計画されている。
- ・研修の実施記録が保管されている。
- ・人員基準が満たされているか確認している。

■掲示(条例第72条において準用する第44条)

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

定員の遵守

■定員の遵守(条例第72条において準用する第40条)

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。



利用定員を超えた障害児の受入れを原則禁止とするもの。

(Point)「利用定員」とは1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数。

○「減算にならない範囲なら受入れが可能」という考え方は間違い。

- ・減算は、通所給付費についての考え方である。
- ・定員超過は、指定基準にある「定員の遵守」に違反。



適正な運営を行うには…

利用定員内の受入れを行う or 必要であれば利用定員の変更を行う。

非常災害対策

■非常災害対策(条例第72条において準用する第41条)

- 1 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備※1を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画※2を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※1 消防法その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

※2 消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画。消防計画の策定・消防業務の実施は消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせること。



- 台風の接近等により危険が見込まれ、特に教育委員会や学校が休校や下校時刻を早める等の判断を発表した場合には、子どもの安全確保のために状況に応じて休所とする等適切な対処をすること。
- 障害種別や障害特性ごとの災害時対応について理解しておく、子どもごとの個別支援計画に災害時の対応について記載することも考慮する。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携体制を構築すること。

利用者の安全の確保について

■社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

(平成28年7月26日厚生労働省通知抜粋)

- ・日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
- ・日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
- ・地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

衛生管理等

■衛生管理等(条例第72条において準用する第42条)

- 1 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



○従業者が感染源になることを予防し、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等の備品を備えるなどの対策を講じること。

【Point】必要に応じ保健所の助言、指導を求めるこ。

○インフルエンザ等感染症により集団感染のおそれがある場合、特に教育委員会や学校が休校を発表した場合は、子どもの安全確保のため、休所とする等適切に対処すること。

【Point】保護者、学校等関係機関・団体との連携体制を構築すること。

身体的拘束等の禁止

■身体的拘束等の禁止(条例第72条において準用する第45条)

- 1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(身体的拘束とは)

- ・従業者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限すること
- ・自分の意思で開けることができない居室等に隔離すること 等



緊急やむを得ない場合を除き禁止されている。

- ・「切迫性」、「非代替性」、「一時性」が要件。
- ・代替性がないか慎重に検討し、組織的に決定する必要がある。
- ・個別支援計画に身体的拘束が必要となる状況・態様・時間等を記載し、障害児(保護者)に事前に十分説明し、了解を得る必要がある。
- ・身体的拘束を行った場合に必要な事項を記録する。記録がない場合は運営基準違反となる。

虐待等の禁止(1)

■虐待等の禁止(条例第72条において準用する第46条)

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の従業者に、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をさせてはならない。

(児童虐待の定義)

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



何人も児童に対し虐待をしてはならない。

虐待等の禁止(2)

■虐待の防止のための措置

- ・虐待防止に関する責任者を設置しているか。
- ・県などが実施している「障害者虐待防止・権利擁護研修」などに参加しているか。
- ・従業者への虐待防止研修を行っているか。
- ・密室化した場所を作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施しているか。
- ・毎月、虐待防止チェックリストなどで虐待を行っていないなど確認を行っているか。
- ・従業者、利用者、家族など第三者も含めた通報体制など情報伝達体制が整備されているか。
- ・市町村等への通報体制が整備されているか。



(従業者等、保護者からの)虐待を受けたと思われる
子どもを発見した場合…

○障害者虐待防止法、児童虐待防止法に規定されている通報義務に基づき、通所給付決定をした市町村等に通報すること。

○通報することなく、事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと、
通報義務違反となるため、必ず行政と連携して対応すること。

- 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)
- 放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)
- 児童虐待防止法(平成12年法律第82号) ●障害者虐待防止法(平成23年法律第79号)

虐待等の禁止(3)

■障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き

(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域移行・障害児支援室)

(参考※5)

虐待防止チェックリスト 職員用（通所施設）

1. 通所者への体罰など	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①通所者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				
②通所者に対して、身体的拘束や長時間正座、直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				
③通所者に対して、食事・おやつを抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				
④通所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				
2. 通所者への差別	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①通所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				
②通所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。				
③障がいにより克服困難なことを、通所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。				
④通所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。				
⑤通所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				

秘密保持等

■秘密保持等(条例第72条において準用する第48条)

- 1 指定児童発達支援事業者は、従業者若しくは管理者又は従業者若しくは管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を探求する場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。



- 従業者の秘密保持義務について、在職中及び退職後における秘密保持義務を就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記すること。
- 関係機関・団体に障害児(保護者)の情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておくこと。
- ホームページや会報等に写真・氏名を掲載する場合も保護者の許諾を得ること。

苦情への対応

■苦情への対応等(条例第72条において準用する第51条(抜粋))

- 1 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力とともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。



○苦情はサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、
苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取り組みを行う必要がある。

事故発生時の対応(1)

■事故発生時の対応(条例第72条において準用する第53条)

- 1 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【Point】

- ① 事故発生時の対応方法をあらかじめ定めておく。
- ② 事故・ヒヤリハット事例等の収集、分析、記録の整備、従業者間での共有。
- ③ 再発防止の取組み。
- ④ 当該障害児の家族等への連絡及び県、市町村への報告。
- ⑤ 室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行い危険を排除。

事故発生時の対応(2)

■社会福祉施設等内事件・事故等マニュアル

<ホームページ>

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/horei/11221/shisetsu-jiko.html>

事故・事件、食中毒・感染症、送迎車の交通事故などが
発生した場合は、速やかに報告すること。

■連絡先

事務所名	TEL	FAX
岐阜地域福祉事務所	058-272-1111	058-278-3526
西濃県事務所 福祉課	0584-73-1111	0584-73-3524
揖斐県事務所 福祉課	0585-23-1111	0585-22-1829
可茂県事務所 福祉課	0574-25-3111	0574-25-3934
中濃県事務所 福祉課	0575-33-4011	0575-35-1492
東濃県事務所 福祉課	0572-23-1111	0572-25-0079
恵那県事務所 福祉課	0573-26-1111	0573-25-7129
飛騨県事務所 福祉課	0577-33-1111	0577-33-1085

事故発生時の対応(3)

1. 事故に対応する際の基本姿勢

利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想で処理していく姿勢が基本。施設に事故責任がある、ないということよりも、まずは**誠意ある態度**で臨むことが必要。

2. 事故対応の原則

(1)個人プレーでなく組織として対応

(2)事実を踏まえた対応

(3)窓口を一本化した対応

- ・当事者としての意識を持って一体的な対応をすること。

- ・事実を正確に整理、調査し、経過の正確な記録を行うこと。

3. 事故対応のフロー

(1)事実の把握と家族等への十分な説明

(2)改善策の検討と実践

(3)誠意ある対応

- ・往々にして「簡単に謝罪してはならない」と言われるが、有責無責にかかわらず、迷惑や苦痛をかけた事については誠意ある対応をすること。
- ・「謝罪の意すら示さない」と感情を損ね、訴訟に発展するケースもあり得る。

記録の整備(1)

■記録の整備(条例第72条において準用する第55条)

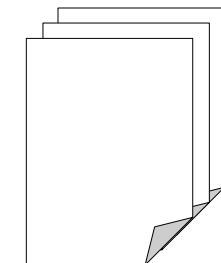
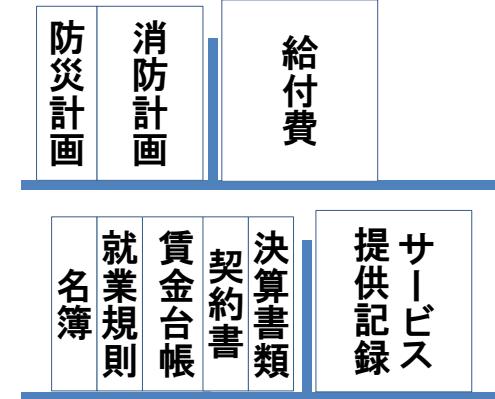
- 1 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存しなければならない。
 - 一 第22条第1項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
 - 二 児童発達支援計画
 - 三 第36条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 四 第45条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
 - 五 第51条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - 六 第53条第2項の規定による事故の状況及びに事故に際して採った処置についての記録

【Point】児童の支援に関する諸記録は少なくとも5年以上保存すること。

記録の整備(2)

■想定される保管すべき書類

- ①従業者名簿、勤務記録、従業者の資格証の写し
- ②就業規則
- ③設備、備品記録
- ④法人決算書類
- ⑤消防計画、防災計画
- ⑥個別支援計画及び計画作成の記録
- ⑦サービス提供の記録
- ⑧通所給付決定保護者に関する市町村への通知に係る記録
- ⑨障害児通所給付費の請求に関する書類、利用者負担額の受領に関する書類
- ⑩身体拘束等の記録
- ⑪苦情の内容等の記録
- ⑫事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ⑬加算等に関する諸記録
- ⑭運営規程
- ⑮指定申請書
- ⑯変更届
- ⑰障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出
- ⑱県、市町村等への報告書類

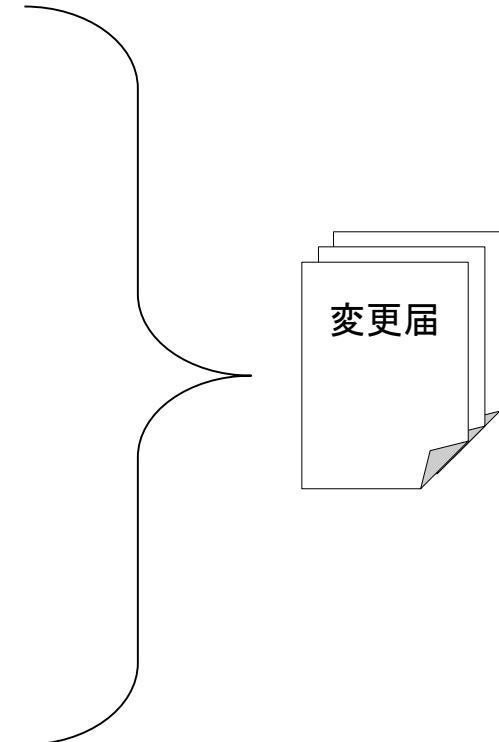


4. 変更届等について

変更届の提出について

■下記の事項について変更があった場合は、10日以内に変更届を提出すること。
(詳細は、「指定障害児通所支援事業等の申請手続き等について」参照。)

- ①事業所の名称
- ②事業所の所在地
- ③申請者の名称
- ④申請者の主たる事務所の所在地
- ⑤申請者の代表者の氏名、住所等
- ⑥定款・寄付行為等
- ⑦事業所の平面図及び設備の概要
- ⑧事業所の管理者の氏名、住所等
- ⑨事業所の児童発達支援管理責任者の氏名、住所等
- ⑩主たる対象者
- ⑪運営規程
- ⑫役員の氏名、住所等
- ⑬協力医療機関の名称、診療科名等



【check】変更届に添付する書類が不足している場合、
届出として成立していないため受理できない。

変更届の必要書類(1)

変更届出書
(第15号様式の13)
+
添付書類
+
障害児通所支援事業等
開始・変更届出書
(第15号様式の16)
(※ 開始届で届け出た事項に変更
が生じた場合に限る。)

番号	変更の届出を要する事項	必要な添付書類(変更後のもの)
1	事業所(施設)の名称	付表(該当するサービスのもの) 運営規程(新旧対照表及び改正後の運営規程一式)
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)	付表(該当するサービスのもの) 運営規程(新旧対照表及び改正後の運営規程一式) 事業所・施設の平面図(参考様式1) 事業所の設備・備品等一覧表(参考様式2) 事業所の外観及び内部の写真 事業所の位置図 建物賃貸借契約書の写し(要原本証明) 指定基準等チェックリスト 事業所建物の消防法適合状況を示す書類(「消防用設備等検査済証」又は「消防設備等点検結果報告書」)の写し※要原本証明
3	申請者(設置者)の名称	付表(該当するサービスのもの) 定款(要原本証明) 登記簿の謄本(写しの場合は要原本証明) 運営規程(新旧対照表及び改正後の運営規程一式)
4	申請者(設置者)の主たる事務所の所在地	付表(該当するサービスのもの) 定款(要原本証明) 登記簿の謄本(写しの場合は要原本証明)
5	申請者(設置者)の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	付表(該当するサービスのもの) 登記簿の謄本(写しの場合は要原本証明) 誓約書(参考様式8) 役員等名簿(参考様式9)※役員(管理者含む)全員分・押印不要
6	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	付表(該当するサービスのもの) 定款(要原本証明) 登記簿の謄本(写しの場合は要原本証明) 誓約書(参考様式8)※役員等に変更がある場合 役員等名簿(参考様式9)※役員等に変更がある場合・役員(管理者含む)全員分・押印不要
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要	付表(該当するサービスのもの) 事業所・施設の平面図(参考様式1) 事業所の設備・備品等一覧表(参考様式2) 事業所の外観及び内部の写真 建物賃貸借契約書の写し(要原本証明)

変更届の必要書類(2)

※ 加算に関する変更は、「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制に関する届出書」(体制様式)により、届け出ること。

8	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表（該当するサービスのもの） 管理者の経歴書（参考様式3） 誓約書（参考様式8） 役員等名簿（参考様式9）※役員（管理者含む）全員分・押印不要 勤務形態一覧表（参考様式10） 組織体制図
9	事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表（該当するサービスのもの） 児童発達支援管理責任者の経歴書（参考様式3） 資格証明書の写し、研修修了証の写し 実務経験証明書（参考様式4） 勤務形態一覧表（参考様式10） 組織体制図
10	主たる対象者	付表（該当するサービスのもの） 運営規程（新旧対照表及び改正後の運営規程一式） 主たる対象者を特定する理由等（参考様式7）※対象を特定する場合のみ
11	運営規程 (定員変更も運営規程の変更になります。)	付表（該当するサービスのもの） 運営規程（新旧対照表及び改正後の運営規程一式） 勤務形態一覧表（参考様式10）※従業者の数に変更がある場合 組織体制図※従業者の数に変更がある場合 体制等に関する届出書(体制様式)※従業者の員数変更等に伴い、報酬区分及び加算項目が変更する場合
12	役員の氏名、生年月日及び住所	付表（該当するサービスのもの） 登記簿の謄本（写しの場合は要原本証明） 誓約書（参考様式8） 役員等名簿（参考様式9）※役員（管理者含む）全員分・押印不要
13	協力医療機関(協力歯科医療機関)の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	付表（該当するサービスのもの） 協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容等の分かるもの

その他

■廃止・休止・再開届について

事業を廃止、休止しようとするときは**1月前までに**、休止した事業を再開したときは**10日以内に**、廃止・休止・再開届を提出すること。

■指定の更新について

指定の有効期間は**6年**。6年ごとに指定の更新を受ける必要がある。

【Check】

平成30年3月末で有効期間を満了する事業所が多くある。更新申請は、期間満了の1か月以上前に、余裕をもって行っていただきたい。

■実施主体の変更について

NPO → 一般社団法人 、 NPO → 株式会社

株式会社○○ → 株式会社△△（名称変更ではなく、法人格を変更する場合）

※ **法人格が変更となる場合、指定を受けている法人の事業所は「廃止」の取扱いとなる。**

速やかに相談すること。

※ 補助金を受けている場合、**財産処分の承認**が必要となることがある。

協議に時間を要する場合があるため注意すること。

●特定非営利活動法人○△□→特定非営利活動法人口△○

単に法人の名称が変更となる場合は、変更届を提出すること。

業務管理体制の届出について(1)

平成24年4月1日の児童福祉法の改正により、障害児施設・事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と事業運営の適正化を図るため、各事業者に対し法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。

○実施内容の例

研修会の参加、職員研修、サービス実施内容、給付費等の請求等のチェックなど

■届出先

事業所等の区分	届出先
① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(障害保健福祉部企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ 上記①～②以外の事業者等	岐阜県障害福祉課 事業所指導係

業務管理体制の届出について(2)

■届出内容

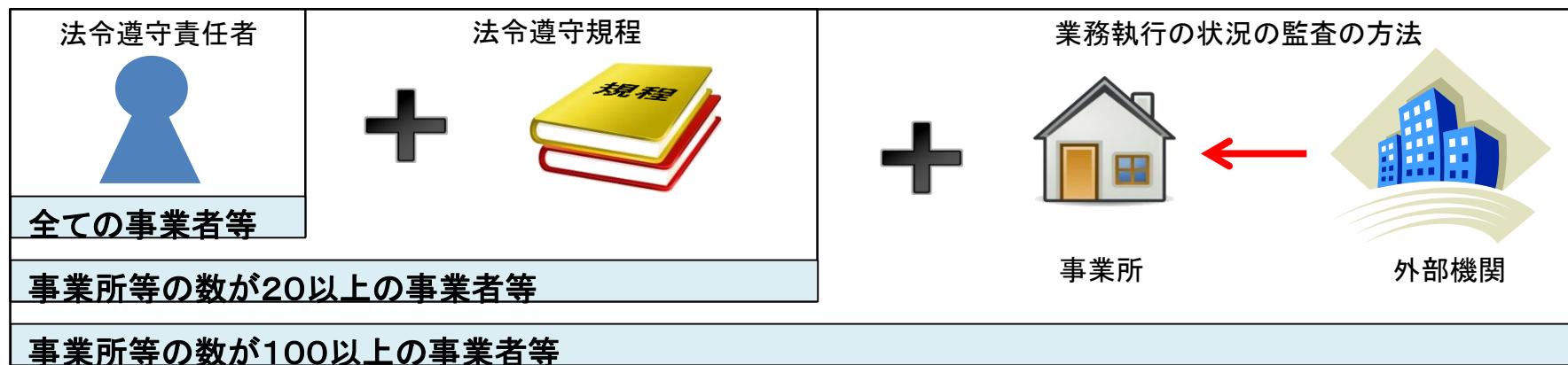
対象	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 事業者等の主たる事業所の所在地 事業者等の代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」※2の氏名、生年月日
事業所等の数※1が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」※3の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」※4の概要

※1 指定を受けたサービス種別ごとに一事業所と数える。

※2 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者

※3 法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの

※4 外部監査など



5. 報酬について

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号。以下「報酬告示」という。)
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年厚生労働省通知障発0330第16号。以下「留意事項通知」という。)
- 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日厚生労働省事務連絡。以下「平成27年Q&A」という。)
- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年8月31日厚生労働省事務連絡。以下「平成24年Q&A」という。)

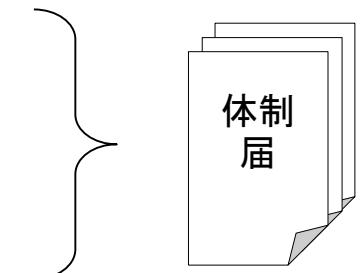
障害児通所給付費等算定に係る体制に関する届出

■報酬の加算等を算定する場合

報酬の算定にあたっては、「(体制様式(総括表))各障害児通所支援給付費等の算定に係る体制等状況総括表」に掲げる事項について、新規に指定障害児通所支援等の提供を行う場合、届け出た体制に変更があった場合、岐阜県知事に届け出る必要があります。

届出の内容	届出の時期	加算の適用月
加算等を算定する場合 (単位数が増えるものに限る)	届出が <u>毎月15日以前</u> になされた場合	<u>翌月のサービス提供～</u>
	届出が <u>毎月16日以降</u> になされた場合	<u>翌々月のサービス提供～</u>
加算等がされなくなる場合	<u>加算等が算定されなくなる状況が生じた場合</u> 又は <u>加算等が算定されなくなることが明らかな場合</u> 速やかに	<u>算定されなくなった事実が発生した日</u>

- ①体制等に関する届出書
- ②体制様式(総括表)
- ③体制様式(別紙1～8。当該加算に必要な様式)
- ④必要な添付書類(資格証の写し、勤務一覧等)



報酬について(1)

■ 地域区分の見直し

平成29年度の「地域区分」は、以下のとおりとなります。(平成28年度と変更なし。)

事業所の所在地がある市町村により、「6級地」「7級地」「その他」のいずれかに該当します。

6級地	7級地	その他
岐阜市	大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市	左記以外の市町村

報酬について(2)

■ 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは。(平成27年Q&A問69)

- 学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日
(公立学校においては国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日)
- 学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日(例えば、台風等により臨時休校となる日)又は臨時休校の日(例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日)
- 学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

■ 事業所の中に、休業日に利用している障害児と、授業終了後に利用している障害児がいる場合、報酬はどうなるのか。(平成24年Q&A問88)

- 個々の障害児の利用実態に応じて、授業終了後又は休業日の報酬を算定する。

加算・減算について(1)

事業所の体制に関する加算・減算については、県に届出(体制届)を行う必要があるので注意してください。

(職員体制の変更により、加算算定に変更がある場合は速やかに届出を！)

名 称	体制届	個別支援計画位置づけ	保護者の同意等	備考
1 定員超過利用減算				
2 人員欠如減算	○			
3 放課後等デイサービス計画未作成減算				
4 開所時間減算	○			
1 児童指導員等配置加算	○			
2 指導員加配加算	○			
3 家庭連携加算		○	○	
4 訪問支援特別加算		○	○	
5 事業所内相談支援加算		○	○	

加算・減算について(2)

加算名称	体制届	個別支援計画位置づけ	保護者の同意等	備考
6 児童発達支援管理責任者専任加算	○			
7 利用者負担上限額管理加算			○	
8 福祉専門職員配置等加算	○			
9 欠席時対応加算				
10 特別支援加算	○	○	○	
11 送迎加算 <small>(重心児のみ)</small>	○			
12 延長支援加算	○	○	○	
13 医療連携体制加算				
14 関係機関連携加算			○	
15 福祉・介護職員処遇改善加算	○			
16 福祉・介護職員処遇改善特別加算	○			

減算について(1)

1 定員超過利用減算（基本単位数の70%）

※減算の対象になるか否かに関わらず、定員超過にならないようにすること。

1日あたりの利用実績	定員50人以下の場合 定員×150/100 を超える場合 定員51人以上の場合 定員+(定員-50)×25/100+25 を超える場合	1日について全員につき減算
過去3月間の利用実績	定員11人以下の場合 (定員+3)×過去3月間の開所日数 を超える場合	1月間について全員につき減算
	定員12人以上の場合 定員×過去3月間の開所日数×125/100 を超える場合	

2 人員欠如減算（基本単位数の70%）

サービス提供職員欠如減算	・人員基準から1割を超えて減少した場合	翌月から解消されるに至った月まで減算
	・人員基準から1割の範囲内で減少した場合 ・常勤又は専従など、員数以外の要件を満たしていない場合	翌々月から解消されるに至った月まで減算
児童発達支援管理責任者欠如減算		翌々月から解消されるに至った月まで減算

減算について(2)

3 放課後等デイサービス計画未作成減算（基本単位数の95%）

放課後等デイサービス計画等の作成が適切に行われていない場合

- (1)児発管による指揮の下、計画等が作成されていないこと
- (2)指定通所基準に規定する計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと

当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算

4 開所時間減算

学校休業日において、運営規程等に定める営業時間(送迎のみを行う時間を除く。サービス提供時間)が6時間未満の場合	4時間未満	基本単位数の70%
	4時間以上6時間未満	基本単位数の85%

※放課後等デイサービスを「授業終了後」に行う場合は、開所時間減算の対象外。

■複数の減算事由に該当する場合の取扱い

- ・それぞれの減算割合を乗ずる。
- ・定員超過利用と人員欠如の双方に該当する場合は、いずれか一方のみ減算を行う。

★加算について(1)【H29改正点】

1 児童指導員等配置加算(有資格者配置) (県への体制届が必要。重心児は加算対象外)

- 給付費の算定に必要となる従業者の員数のうち、**1以上が**、児童指導員、保育士又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者若しくは行動援護従業者養成研修修了者(以下「児童指導員等」という。)であること。※ 研修修了者は、「児童指導員」の資格がある者ではない。
- 上記**「1以上」**とは、**支援の時間帯を通じて** 1人以上を配置しているものとして県に届け出た場合に算定することができる。 (平成27年Q&A問60)

2 指導員加配加算 (県への体制届が必要。重心児は加算対象外)

<児童指導員等加配>

- 上記1の児童指導員等配置加算を算定していること。
- 給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員等を1人以上配置(常勤換算による算定)していること。
- 児童指導員等を2人以上配置(常勤換算による算定)していること。

(平成27年Q&A問61)

<指導員等加配>

- 給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、その他の従業者(例:障害福祉サービス経験者、指導員など)を1人以上配置(常勤換算による算定)していること。

加算について(2)

3 家庭連携加算

- 放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児の居宅等を訪問して、障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、**1月に2回を限度として加算。**

4 訪問支援特別加算

- 概ね3ヶ月以上継続的に事業所を利用していた障害児が、連續して5日間利用しなかった場合に、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して、相談援助等を行った場合に、**1月に2回を限度として加算。**
- 所要時間については、実際に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画に基づいて行われるべき支援等に要する標準的な時間に基づき算定すること。
- 1月に2回算定する場合は、この加算の算定後又は事業所の利用後、再度5日間以上連續して事業所の利用がなかった場合にのみ対象となる。

加算について(3)

5 事業所内相談支援加算

- 放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、**1月に1回を限度**として加算。
- 下記(1)～(3)に該当する場合は、算定不可。
(1)相談援助が30分に満たない場合
(2)相談援助が通所支援を受けている時間と同一時間帯である場合
(3)当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合
- 相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録をすること。
- 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。
- 原則として、障害児が同席して、障害児及びその家族等に対する相談支援を実施する必要があるが、障害児本人が同席することでその家族等に対して必要な相談支援が実施できない等の理由がある場合には、障害児が一時的に離席している場合であっても算定することとして差し支えない。(平成27年Q&A問62)

加算について(4)

6 児童発達支援管理責任者専任加算(県への体制届が必要)

- 児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に加算。
- 児童発達支援管理責任者が不在となった場合は、算定しないこと。
- 管理者を兼務している者についても算定可。(児童発達支援センターは×)
- そのほか、多機能型事業所についての取扱いは、下記Q&Aを参照のこと。
(平成24年Q&A問101,102)

7 利用者負担上限額管理加算

- 事業所が保護者から依頼を受け、利用負担額合計額の管理を行った場合に加算。負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは、算定の条件としない。
 - (1)上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月 … 加算不可
 - (2)上限額管理事業所及び他事業所を利用した月 … 加算可
 - (3)上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月 … 加算可
- (平成21.3.12.Q&A問1-8)

★加算について(5)【H29改正点】

8 福祉専門職員配置等加算(県への体制届が必要)

- 良質な人材の確保とサービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所等を評価するもの。

I	常勤の児童指導員又は 障害福祉サービス経験者 のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者の割合が35%以上
II	常勤の児童指導員又は 障害福祉サービス経験者 のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者の割合が25%以上
III	児童指導員、保育士又は 障害福祉サービス経験者 として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数)のうち、常勤で配置されている者の割合が75%以上
	児童指導員、保育士又は 障害福祉サービス経験者 として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している者の割合が30%以上

- 「3年以上従事」とは、同一法人の経営する他の施設等でサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。
- 多機能型事業所については、当該事業所における全ての直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には、全ての障害児に対して加算を算定する。・

加算について(6)

9 欠席時対応加算

- 障害児が、あらかじめ事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、障害児又は家族等との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、**1月に4回を限度として加算。**
- 利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定可能。
- 電話等により、障害児の状況を確認し、相談援助を行うとともに、その内容を記録すること。

10 特別支援加算(県への体制届が必要)

- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員を配置して、計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合に加算。
- 放課後等デイサービス計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(「特別支援計画」)を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。

加算について(7)

11 送迎加算(重心児については県への体制届が必要)

- 居宅又は学校と事業所との間の送迎を行った場合に加算。
- 居宅又は学校と事業所との間の送迎のほか、事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所まで送迎した場合も、算定可能であるが、事前に保護者と合意の上、特定の場所を定めておく必要がある。
- 利用者や事業所の都合により、これらの場所以外への送迎を行う場合は算定不可。
- 事業所外で支援を行った場合、事業所外の活動場所から居宅等への送迎も算定可。
- 徒歩による送迎は算定不可。
- 重症心身障害児に係る送迎加算は、送迎の際に、運転手に加え直接支援業務に従事する職員を1人以上配置している場合に加算。

(平成24年Q&A問110)、(平成27年Q&A問2)

加算について(8)

12 延長支援加算(県への体制届が必要)

- 運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において、支援を行った場合に加算。
- 営業時間には、送迎のみを実施する時間は含まれない。(サービス提供時間)
- 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、対象となる。
- 延長時間帯に、直接支援業務に従事する職員を1名以上配置していること。
- 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。
- なお、営業時間については、利用状況を踏まえ適切に設定する必要がある。例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時から10時の利用はなく、17時以降 の利用が多い場合は、営業時間を10時から18時にする等、適正化を図ること。
(平成24年Q&A問103)、(平成27年Q&A問64-66)

加算について(9)

13 医療連携体制加算

I	看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合(障害児1人)
II	看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合(障害児2人以上8人以下)
III	看護職員が従事者に喀痰吸引等に係る指導のみを行った場合
IV	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合

- あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、必要な費用を医療機関に支払うこと。
 - 連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。
 - 当該障害児に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し、本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めること。
- ※ 事業所が看護職員を雇用して配置した場合の取扱いは、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.3)問1、2(平成27年5月19日・厚労省)を参照。

加算について(10)

14 関係機関連携加算

<関係機関連携加算(I)>

障害児が通う小学校その他の関係機関との連携を図るため、あらかじめ**保護者の同意を得て**、当該障害児に係る**放課後等ディサービス計画に関する会議を開催**し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、**1回を限度**として加算。

- 会議の開催に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。
- 複数の事業所等で支援を受けている場合は、事業所間の連携についても留意すること。
- 放課後等ディサービス計画に関する会議の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。
- 会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、放課後等ディサービス計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、当該計画を作成又は見直しをすること。
- 会議又連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の趣旨、及び計画に反映させるべき内容を記録すること。
- 学校等の別機関が実施する会議の参加をもって、会議を開催したものと取り扱うことはできないが、会議の場所は問わないものであり、学校等の会議を活用して、別時間帯に別途会議を設ける等の場合は要件を満たすこととして差し支えない。(平成27年Q&A問67)

14 関係機関連携加算

＜関係機関連携加算（Ⅱ）＞

障害児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ**保護者の同意を得て**、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、**1回を限度として加算**。

- 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。
- 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続支援A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。
- 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。
- 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について**記録をすること**。

★加算について(12)【H29改正点】

15 福祉・介護職員処遇改善加算(I)(II)(III)(IV)(V)

次の基準のいずれにも適合していること。

- ① **各年度ごとに賃金改善に関する計画を策定**し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、すべての福祉・介護職員に周知し、県に届けていること。
- ③ 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
(経営悪化等により、賃金水準を見直す場合は、県に届けること。)
- ④ **各年度ごとに、実績報告書を県に提出すること。**
- ⑤ 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていないこと。
- ⑥ 事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

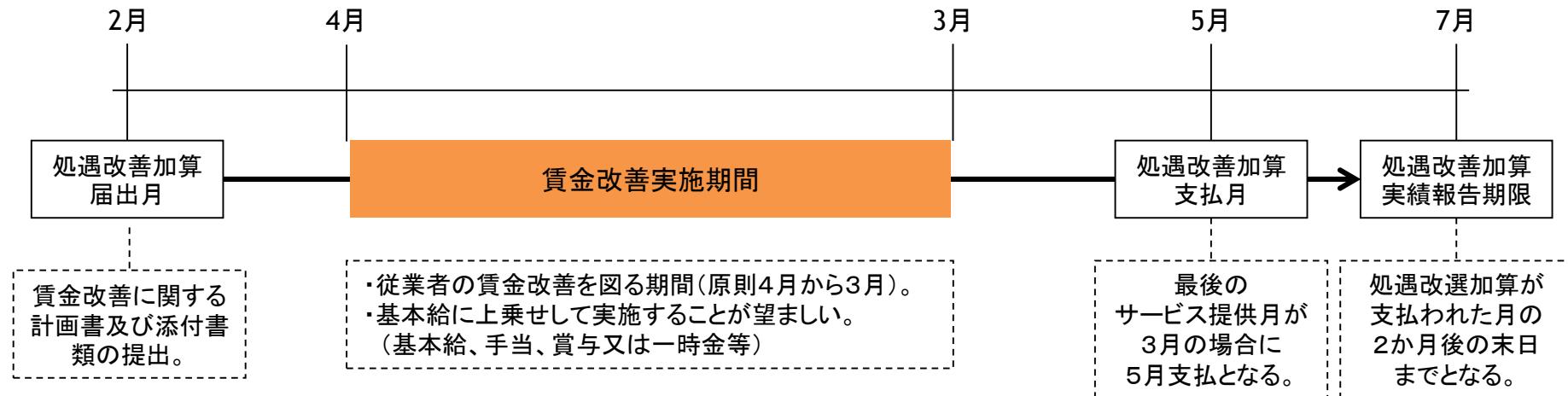
(I)～(IV)については、他に個別要件があります。

「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(平成29年障障発0328第1号厚生労働省通知)を参照すること。

※福祉・介護職員処遇改善特別加算についても同様。

加算について(13)

■福祉・介護職員処遇改善加算フロー



加算算定要件	要件を満たさない場合
福祉・介護職員処遇改善計画書の作成	加算を算定できない。
賃金改善額 > 加算による収入	賃金改善額が加算による収入額を下回ることは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。 なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。
実績報告書の提出	指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

報酬告示・留意事項等に係る注意事項

■加算等が算定されなくなる場合の取扱い

加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかに県に届けること。なお、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定は行わないこと。

この届出を行わず、加算の請求を行った場合は、**不正請求**となるため、県からの返還措置を指導します。(悪質な場合は指定の取消処分等の対象となります。)

■人員欠如に該当する場合の取扱い

従業者の員数が基準を下回る場合、報酬を減算することとされているが、これは、適正なサービス提供を確保するための規定であるため、人員欠如の未然防止に努めること。

著しい人員欠如が継続する場合は、県から従業者の増員、利用定員の見直し、事業の休止を指導します。(悪質な場合は指定の取消処分等の対象となります。)

■個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の取扱い

児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合または、個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、減算の対象となります。

当該減算に該当する場合は、県から規定の遵守を指導します。(悪質な場合は指定の取消処分等の対象となります。)

MEMO